

2007年度事業計画

1. スポーツ仲裁及びスポーツ調停事業

昨年度から施行された特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あっせん）規則に基づく事業も加え行っていきたい。

2. スポーツ仲裁法研究会の開催

スポーツ仲裁及び調停、スポーツに関する法の研究を行い、当機構仲裁人候補者である研究会メンバーのスポーツ仲裁及び調停、スポーツ法に対する理解を一層深め、またその成果を公表することによって、広く一般の認識を深めることに資する。年3回程度開催（うち1回は関西にて開催）予定である。

3. スポーツ仲裁シンポジウムの開催

第1回(04年12月14日)は日本経済新聞社との共催、第2回(05年11月26日)は上智大学法科大学院主催、当機構は立教大学ビジネスロー研究所ならびに立教大学ウエルネス研究所と共に協力機関であった、そして第3回(06年11月25日)は大阪市との共催、いずれも所期の成果を挙げることが出来た。本年度は、これら3回の経験と成果をふまえ、第4回目のシンポジウムを、競技団体・アスリートを主要な対象として、スポーツ仲裁、スポーツに関する法の意義と重要性を一層理解して貰うことを目的とし、明年度の関係者に好都合な時期を選んで開催することを検討している。

4. スポーツ仲裁及びスポーツ調停説明会の開催

・競技団体

明年度早々に、競技団体を対象として、スポーツ仲裁、スポーツに関する法の意義と重要性のさらなる理解とスポーツ仲裁条項採択の推進を目的とし本説明会を開催する。

・都道府県体育協会

日本体育協会が行う体協全国会議の場を利用して、スポーツ仲裁、スポーツに関する法の意義と重要性のさらなる理解とスポーツ仲裁条項採択の推進を目的とし本説明会を開催する。

5 . スポーツ仲裁、スポーツ関連法に関する内外の文献収集および文献リストの作成、ホームページ等での公表

6 . 諸外国におけるスポーツ仲裁関連機関との情報交換

7 . 特定調停合意に基づくスポーツ調停(和解あっせん)認証申請手続作業

2007 年度(平成 19 年度)4 月より施行される裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(以下、ADR 法とする。)とそれに伴う、認証制度がスタートするために、これに関連し、ADR 法に基づく認証団体の指定を受けるべく準備作業を行う。また 2006 年 1 月から認証申請手続に関する説明会等が開催されているので、的確な情報収集により、周到かつ迅速な認証申請手続を行えるよう努める。

8 . 当機構事務局に持ち込まれる事前相談案件に対する適切かつ円滑な対応

9 . 当機構法人化の準備作業

公益法人制度改革による新制度制定を機に、当機構は、その法人化の実現に向けて準備中であるが、新制度法案の施行時期の推移を見守りつつ、関係計算書類の整備、定款案、設立趣意書の作成等諸準備を進めていきたい。

10 . その他、当機構規程第 4 条に定める事業のうち、必要と認められるものを行う

以上